

令和6年8月 教育委員会臨時会 会議録

開催日時	令和6年8月28日（水）午後3時00分から		
開催場所	田原本町役場 301会議室		
出席者	教育委員会 (教育長) 山田忠志 (教育長職務代理者) 真田和則 (委員) 岡本春江 棚井歌世 山田育弘 事務局 森教育部長 森川教育総務課長 安倍教育総務課付課長 小田生涯教育課長 吉村文化財保存課長 金澤指導主事 奥谷教育総務課課長補佐		
欠席者	なし		
開催形態	公開	傍聴者	3名
次第	報第9号 第4回田原本町小学校3校統合推進委員会の開催 内容について 承認 報第10号 3校統合小学校の校名募集について 承認 議第11号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について 可決 議第12号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 可決 議第13号 令和6年田原本町議会第3回定例会への提出議案 に対する意見聴取について(令和6年度田原本町一般会計補正予算第4号) 可決 議第14号 3校統合小学校の開校時期決定に対する意見聴取 について 可決		

議事の内容

教育長

ただいまより8月の教育委員会臨時会を開会します。

本日は、委員全員に御出席いただきおり、私を含め全員の出席があるので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条の会議の開催要件である過半数の出席がありますので、会議が成立することを宣言いたします。

本日は、まず議第11号から議第13号を先に審議し、その後、報告とその他の議案審議といたしまして進めさせていただきます。

○議第11号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について

○議第12号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について

教育長

それでは議案に移ります。

まず議第11号「令和7年度使用小学校教科用図書の採択について」、議第12号「令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

教育長

ただ今、全ての教科にわたり選定理由をご説明しましたが、何かご質問等ありますか。

ないようでしたら、令和7年度使用中学校教科用図書について、奈良県第11採択地区

協議会において選定された発行者の教科書を採択することにご了承いただけようでしたら挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成によりまして、議第 11 号・第 12 号は可決されました。

教科書採択に関する議案は以上です。暫時休憩といたしますので、傍聴者の方で退出を希望される方は、ご退出くださってもけっこうです。

(暫時休憩)

○議第 13 号 令和 6 年田原本町議会第 3 回定例会への提出議案に対する意見聴取について
(令和 6 年度田原本町一般会計補正予算第 4 号)

教育長

それでは再開いたします。

議第 13 号「令和 6 年田原本町議会第 3 回定例会への提出議案に対する意見聴取について(令和 6 年度田原本町一般会計補正予算第 4 号)」、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。ただいまの議第 13 号について何かご質問等ございませんか。

それでは採決を行います。議第 13 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第 13 号を可決いたします。

○報第 9 号 第 4 回田原本町小学校 3 校統合推進委員会の開催内容について

○報第 10 号 3 校統合小学校の校名募集について

教育長

次に報告事項に移ります。報第 9 号「第 4 回田原本町小学校 3 校統合推進委員会の開催内容について」、説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

続きまして、報第 10 号「3 校統合小学校の校名募集について」、説明を求めます。

(事務局説明)

教育長

ありがとうございました。3 校統合推進委員会の開催内容及び校名募集について、何かご質問等ございませんか。

舛井委員

校名募集について、卒業生で今は田原本町外にお住まいであっても、応募できるということでおよろしいですか。

教育総務課付課長

卒業生に関しましては、今どこにお住まいでも、統合される 3 小学校に通われた方であれば、申し込みは可能としています。

眞田委員

校名の募集方法については、どのような形でお知らせを行うのですか。町のホームページや広報紙などをお考えでしょうか。

教育総務課付課長

周知の方法といたしましては、町の広報紙及びホームページにて周知を予定しております。広報紙の10月号に掲載し募集を進めていく予定です。

3校の小学校に在学中の児童におきましては、応募は強制ではありませんが学校で先生を通して募集の周知をし、応募したい児童がおられたら先生から応募用紙をもらう、ということを想定しています。

眞田委員

私どもも含め、こういうのをやっているというような町施策の動きを知るには、やはり広報紙になります。町の動きというのは分かりにくいのですので、小さな記事でもいいので事業が進んでいることをアピールする意味でも広報紙を活用していただきたいと思います。

校名というのは非常に関心が高く、校章と校歌も含めて学校の1つのシンボルになるのですから、広く意見を聞き、町側からも周知していった方が町民皆さんの参加意識が高まると思います。皆さんの意見を取り入れることで、よりみんなの新しい学校となるのではないかと思います。

岡本委員

タワラモトンが決まった時みたいに候補を選べるというのがこども達も楽しかったようですし、自分達で選んだものが採用されたのが嬉しかったようです。選べるということを、まずやってほしいと思います。

教育総務課付課長

まず校名を決定し、その後校歌や校章を決定していくことを考えています。これらをどのようなプロセスとするかはまだ決まっていませんが、できる限りこども達の意見は反映していきたいと考えております。先進校の事例も踏まえて調整をしていこうと思っています。

岡本委員おっしゃいました選定の方法ですが、校長先生が主となったプロジェクトチームで候補を絞り込んで、最終的に推進委員会の皆様のご意見もいただきながら決めていくことを考えています。募集は積極的にこども達のアイデアを取り入れて進めていこうと思います。

岡本委員

絞り込みのときに、これは不適当という候補は削ぎ落して、その上で3個から5個ぐらいから選挙するのもいいと思います。決まったのはこれ、となるよりも、みんなで選ぶのは意見を聞いていると思ってもらえると思います。

教育総務課付課長

プロジェクトチームで数点に選定した後、に学校に協力をお願いして、こども達の意見を推進委員会に伝えてもらうこともできるかと思います。そのようなプロセスも含めて推進委員会で決定をしていこうと思っています。

榎井委員

例えばA校の校名とB校の校名をミックスして良い校名が出来たというような形はならないのでしょうか。

教育総務課付課長

最終候補案を1つに決定していただくのは推進委員会の場になると思います。委員の

方からご提案いただければ、まずは協議していただくことが前提になります。協議で決まらなければ最終は委員の皆様の投票によって決める形になると思います。

教育長

この募集要項にありますのは、あくまでも校名の案を決定していくことなので、最終、校名をそこで決めるということではありません。

教育総務課付課長

教育長が申し上げましたように、推進委員会の方では、案を1つに絞っていただき、それをもちまして教育委員会の方で意見をいただきます。最終的には学校設置者である町から議会へ、校名を含めた設置条例を提案しまして、議会の承認を得て最終決定されます。

教育長

推進委員会の決定が最終決定ではないことを、再度確認させていただきました。

眞田委員

どこかに参加できたという意識が大事なのであって、みんなに意見を聞いて、いろんなアイデアの中で決まってきたという雰囲気を皆さんにわかつていただけたらいいと思います。

教育長

本報告につきましては、様々なご意見もありましたので、また今後の運用の中で生かしていけたらと思います。

○議第14号 3校統合小学校の開校時期決定に対する意見聴取について

教育長

続いて、議第14号「3校統合小学校の開校時期決定に対する意見聴取について」、事務局に説明を願います。

(事務局説明)

教育長

先ほどもありましたように、最終決定は設置者、議会となります。これは重要なこともありますので皆様からご意見をいただきたいと思います。ただいまの説明に関しましてご意見ご質問等、よろしくお願ひいたします。

眞田委員

推進委員会でも聞かせていただきました。開校時期のことで、いろいろと思われる保護者の方や様々なご意見もあることは無下にはできません。本当なら全て皆揃って始められるのがいいのですが、現実問題として令和10年4月開校はなかなか難しい。私も意見を言わせていただいたけど、この令和11年4月でいかざるをえないのかなと思います。こども達が少しでも早く新しいところで一緒に勉強できたらと思いますので、令和11年4月を最終ゴール地点に決めないと物事は進みません。ただ、保護者のご意見も分からぬ訳でもなく大事にしていかなければいけないと思います。

岡本委員

私はアンケートだけを見て令和11年度開校と思っていたのですが、2時間討論して保護者の方が納得されずに帰られていきました。もし11年度で進めるのなら、そういう方達に少しでも納得していただける何かがないと、丸く収まらないと思います。

榎井委員

私達は地域の代表ということで、いろんな立場の方から話を聞かせていただいてとて

もよかったです。

私は開校時期については令和 11 年度でよいと思います。それはアンケートを実施したからには結果を考慮しないと駄目だと思うからです。11 年度がいいという数が多かったのと、子どもの危険を考えてという理由はもっともだと思います。それから、田原本小学校の子ども達が、解体工事の間は行き場所がない、10 年度に新しい校舎に入るのは開校じやなくて移転ですよね。その間も解体工事が行われている、これは学習する場がないから仕方なくの移転です。この 10 年度、移転の 1 年の間に様々な問題が発生していくと思います。それをいい形に変えていって、11 年度に 3 校一緒になって開校するというのが、私はベストでなくてもベターだと思います。

東小学校の子どもがとても少ないので、いろんな形で交流や、配慮であったり心くばりというのを、私たち教育委員会、地域、先生で、できる限りのことを考えていってあげたいと思います。

山田委員

私は令和 11 年 4 月開校ということでいいと思います。アンケートにもあります子どもの安全というのが一番大事だと思います。いろいろと一緒に進めたい、同時に、というのはもちろんですが、この状況では安全が一番ですし、これまでずっと積み重ねて考えてこられた結果でもあります。

岡本委員

可能なかつかりませんが、3 校合同での修学旅行やその事前のグループなど交流を経た上で、3 校が統合するときは児童が顔見知りで仲良しの雰囲気ができているのであれば、11 年度開校はありだと思います。いきなり新しい子達が入るとかではなくて、その前からみんな知っているという関係性が作れたらいいと思います。

教育総務課付課長

10 年度を希望されている保護者もいる中で丁寧な説明をさせていただき、11 年度開校への障害となるものは少しでも排除していきたいと思っております。学校教育 P T でも交流について検討しており、統合時には卒業する子も交流していく、修学旅行は今年から一緒にどうかという案もありましたが、保護者の理解も必要と考えております。

教育長

どうしようもならないこともあるのですが、東小学校の子、田原本小学校の子ということではなくて同じ学校に入ることも達ということで既に動き出してくれていますし、P T の計画の中でも意見をしっかり聞いて吟味していきたいと思います。

舛井委員

数十年前のことです。私は 3 クラスの小学校に通っていたのですけど、隣接する学校が 1 クラスで、一緒に修学旅行に行きました。その時のいきさつは分かりませんが、子どもながらに隣の小学校は人数が少ないからかな、と話していました。同じ中学校に通うことになったときにあの時一緒だったよねと話せて良かったと思います。いまだに同窓会とかあるとその話も出ます。修学旅行を合同で行くことは可能であるだけで、必ずしも一緒に行くなくてもいいですけど、いろんなアイデアを出していって考えていけたらいいと思います。

眞田委員

この前の資料の中で、令和 7 年度から小学校同士の連携で様々な行事等で一緒に取り組いく内容の一覧表があります。そういう取り組みによって子ども達が、学校が 1 つになるんだという気持ちになりますし、保護者や先生も同じだと思います。そういう交流や活

動を7年度からやっていくことはすごく大事で、統合の機会を利用してうまく連携してやっていっていただけたらと思います。

保護者内で、先に田原本小のこどもが校舎に入って後から北小と東小のこどもが入ると上下関係ができるんじゃないかという意見がありましたが、それこそ先生達の出番であり、こども達に指導していかなければならないと思います。また、そうならないようにするのが大事であって先生が頑張るところだと思いますし、保護者に説明しないといけないと思います。

教育長

おっしゃる通りで、令和11年4月から教育が始まるのではなく今から統合に向けてこども達との繋がり合いとか保護者、先生との繋がりということを大事にすることを計画的に実践すべきです。今、現場の先生方へ激励の言葉等もいただきましたので、交流事業を一層深めていきたいと思います。

その他、ご意見、ご質問はございませんか。それでは採決を行います。議第14号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認め、議第14号を可決いたします。

○その他

教育長

その他案件について、委員の皆様から何かございますか。事務局からございますか。

(次回の教育委員会の開催予定の説明)

教育長

以上で議事は終了しました。これをもちまして、8月の教育委員会臨時会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後4時55分 閉会

田原本町教育委員会

教育長 山田 忠志